

期日指定定期預金規定

1. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は通帳または証書記載の据置期間の翌日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 前項による満期日の指定がない場合は、通帳または証書記載の最長預入期限を満期日とします。
- (4) 第2項により定められた満期日から1か月経過しても解約されなかった場合は、同項による満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満 通帳または証書記載の「2年未満」利率
 - ② 2年以上 通帳または証書記載の「2年以上」利率
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。)によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

3. (規定の準用)

この規定に定めがない事項については、定期預金共通規定により取り扱います。

4. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上